

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 役員等旅費規程

平成27年6月29日
評議員会決定

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）の会務のため出張旅行し、又は当法人主催のイベント・会議等に出席する当法人役員等に支給する旅費に関し基準を定めることを目的とする。

2 前項に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。

(1) 会長

(2) 前号以外の理事、監事及び評議員

(3) 前号以外の者及びこれらに準ずる当法人外の者

3 役員等（前項第3号に掲げる当法人外の者を含む。以下同じ。）に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除き、本規程の定めるところによる。

(出張依頼)

第2条 出張のための旅行は、必ず次の区分による出張依頼によって行うものとする。

(1) 前条第2項第1号及び第2号に定める者に対する出張依頼 会長

(2) 前条第2項第3号に定める者に対する出張依頼 専務理事

2 前項に規定する出張依頼は、事前に書面又は口頭で行うものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員等が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。ただし、業務の都合により、交通機関、宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払うことができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃等の交通機関の料金、宿泊料、日当とする。

2 鉄道賃等交通機関の料金については、それぞれの路程に応じて旅客運賃等により支給する。

3 宿泊料については、原則として、旅行中の夜数（ただし、航空旅行における機中泊は除く。）に応じて別表1及び2に定める宿泊料基準額を上限に宿泊の手配をするものとし、

当該宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払う。

4 日当は、外国旅行中の日数に応じ、1日当たり別表2の定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、原則として、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、利用する交通機関の路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。

2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の区分)

第7条 旅費は、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費に区分する。

2 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第 2 章 旅 費

(国内旅行)

第8条 国内旅行の旅費は、旅行に要する旅費とし、旅行に要する旅費として交通費実費及び別表1に定める宿泊料を支給する。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、旅客運賃及び本条各号の料金等による。

2 普通急行及び特別急行列車(新幹線を含む。)を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特別急行料金を支給する。

3 特別車両料金を徴する客車を運行する線路により旅行する場合は、特別車両料金(グリーン料金)を支給することができる。

(その他の交通機関)

第10条 その他の交通機関の料金は、次の各号に定める運賃による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、次に

規定する運賃

ア 第1条第2項第1号に定める者については、ファーストクラス適用の運賃

イ 第1条第2項第2号、第3号に定める者については、ビジネスクラス適用の運賃

(2) 運賃を等級別に設けていない交通機関による旅行の場合においては、第5条の計算に基づく現に利用に要する料金

第 3 章 旅 費 の 調 整

(旅費の調整)

第11条 会長は、旅行目的の性質、出張先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(補 則)

第12条 本規程に定めるほか、本規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第13条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は平成26年1月24日から施行する。

附 則

本規程は平成27年6月29日から施行する。

別表1 国内旅行の宿泊料

区分	宿泊料（1夜につき）
会長	19,100 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる 当法人外の者	13,500 円

別表2 外国旅行の日当及び宿泊料

区分	日当	宿泊料
会長	13,100 円	40,200 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる 当法人外の者	8,300 円	25,700 円

※機中泊を除く。